

一般社団法人警備員特別講習事業センター定款

施行 平成17年10月 3日

改正 平成21年 4月11日

改正 平成22年 5月26日

改正 平成25年 5月30日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人警備員特別講習事業センターと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、警備員の資質の向上のための諸活動を通じて、警備業の適正な発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 警備業法第23条第3項に規定する講習会の実施
- 2 前号に附帯又は関連する一切の事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所において掲示して行う。

第2章 社 員

(入 社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退 社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、退社の予告をするものとする。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

- 一 総社員の同意
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

(除 名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、総社員の過半数が出席する社員総会において、総社員の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。この場合には、社員に対し、議決前に弁明の機会が与えられなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(招 集)

第11条 社員総会は、理事長がこれを招集するものとする。

2 社員総会の招集は、理事の過半数で決する。

(招集通知)

第12条 社員総会を招集するには、会日より一週間前までに各社員に対して、その通知を発するものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第4章 役員

(員数)

第17条 当法人には、理事5名及び監事1名を置く。

(資格)

第18条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第19条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の

任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事長)

第20条 当法人には、理事長1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

2 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

3 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める者がこれに代わる。

(理事及び監事の報酬)

第21条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(理事会)

第22条 当法人は理事会を置き、理事長がこれを招集し、議長となる。

第5章 計 算

(経費の支弁)

第23条 当法人の経費は講習料等の収入をもって支弁する。

(財産の管理)

第24条 当法人の財産は、理事長が管理し、その管理する方法は、社員総会及び理事会の決するところによる。

(計算書類)

第25条 理事長は、法令の定めるところに従い、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分又は損失の処理に関する議案とこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、社員総会における議決を経なければならない。

(剰余金)

第26条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 定款を変更するには、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(解散後の残余財産の帰属)

第29条 解散後の残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成18年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事)

第31条 最初の理事及び監事は次のとおりとする。

理事 宮澤 浩一
理事 村井 温
理事 杉町 壽孝
理事 深山 健男
理事 河野 良矩
監事 太田 孝

(最初の理事及び監事の任期)

第32条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令によるものとする。

附 則

この定款は、法人設立の日（平成17年10月3日）から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、平成21年4月11日から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、平成25年5月30日から施行する。